

前橋市国民健康保険税条例の改正について（議案第30号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る被保険者均等割額を5割減額する。

3 施行期日

令和4年4月1日